

## 来期のために運営委員に関する改善提案

### 1) 運営委員会の出席がほとんどないことへの不公平感への改善提案

#### 「運営委員会の欠席回数が6回/年以上の場合に1年毎の留任とする」

1年間の運営委員会の定例会議（月1回で計12回以上）を半分以上の責任を果たせなかった年を、他の委員同様に果たせるように任命期間を延長する。

- ・ 検討案：代理出席も、メール等での事前に意思を伝える方法もなく、協力できていない人をへらすことで、出席者が不公平と感じている環境を変える。
- ・ メリット：突発的等で、協力できない年度があったとしても、次の年度等で、都合のつくところで協力できるようになる。
- ・ 検討2：ずっとサボりが続く人ばかりになると、欠席者過多の年度が生まれるかもしれない。が、仕組みとしてあれば、「やれば終わるといふ」積極的な意思を持つ人が生まれつこを期待する。
- ・ 一方で、立候補で、自分の都合の良い年度に、委員にして協力しようと積極的になる（強制されるより、自分で踏ん切る人がでる）

2年間という期間ではなく、2年間分の仕事、役割をはたすことについて内容  
意味があるのでは？

協力したくても、できない年に当たる人もいる

過去は、譲り合い調整が、うまくできたが、把握するのが難しくなってきたため、いまはできていない。

## 2) 運営委員の解任についてガイドライン化による運営円滑の改善提案

現時点で会則や引き継ぎなどでも、考えてこなかったが、「辞任や解任の承認のやり方および補欠補充のやり方」を、ガイドライン（大卒の検討を経験しておく）と、来期の運営委員会の円滑運営に寄与させる。

- ・ 辞任および解任については、運営委員会の承認で行う。
- ・ 辞任および解任が乱用されないようにガイドラインをつくる。
  - こむ1会の退会（個人として）。  
選出母体がグループ推薦の場合は、グループ内にこむ1会会員がいる場合は、再推薦をしてもらう。
  - 心身故障など、運営委員の職務の執行に堪えられないと認められるとき。
  - 義務違反など、運営委員として相応しくない行為があると認められるとき。
- ・ 残任期間が6ヶ月以上ある場合に、再任命者を募る（選出委員会の臨時）。

### ※参考（こむ1会 会則）

#### 【委員の選任と任期】

- 第9条 委員の選任は次の方法により行う。選任する委員の定数は25名とする。その内訳はふらざこむ1登録グループから個人の資格で出た者15名程度、ボランティア活動に理解のある個人10名程度とする。
- 2 任期は2年とする。
  - 3 欠員が生じた場合は必要に応じて後任者を選任することが出来る。その任期は前任者の残任期間とする。

### ※参考（解任について書かれている会則）

#### （任期）

- 第3条 委員会委員（以下、委員という。）の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を防げない。
- 2 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第〇条第〇項（※3）に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### （委員の解任）

- 第4条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。
- (1) 心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき